平成 21 年３月 27 日

各　　位

会　　社　　名　　株式会社　カスミ
代　表　者　名　　代表取締役社長　　小濵　裕正
（コード番号　　８１９６　　東証第一部）
問い合わせ先　　常務取締役兼上席執行役員
業務企画本部マネジャー
福井　博文
（ TEL. 029-850-1850(代) ）

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年３月 27 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部を改訂することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。
（なお、変更箇所は下線で示しております。）

記

１．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①コンプライアンスに対する基本方針としてまとめた、「コンプライアンス宣言」・「行動規範」・「行動宣言」について、周知徹底のためのプログラムを継続的、計画的に実施します。
②コンプライアンス統括部署として設置した「コンプライアンス統括室」は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携を図り、法令等への対応及び周知徹底のための教育、遵守状況の監査、リスク管理体制の基盤の整備等を実施します。
③「内部通報者保護規程」を策定して通報者保護を徹底するとともに、通報窓口として「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置し、コンプライアンス体制の維持向上を図ります。
④市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度を貫くことを「行動規範」に定めて徹底を図るとともに、必要ある時には、コンプライアンス統括室を窓口に弁護士や警察等外部との連携を緊密にして厳格に対処します。

２．取締役及び執行役員の職務が効率的に行われることを確保するための体制
①社内規程により、職務権限・業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持･向上を図ります。
②業務の簡素化、ＩＴの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①取締役会、執行役員会、その他重要な会議の意思決定に係る情報の保存及び管理は、担当部署を明確化し、文書の保存期間等については社内規程によるものとします。
②監査役が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧に供しなければならないものとします。

４．損失リスク管理に関する体制

①リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程・マニュアルを整備し、その徹底を図ります。

②リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図ります。

５．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

①取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置します。

②内部監査担当の従業員に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は当該担当従業員に対してこれを命じるものとします。

③監査役の職務を補助することを命じられた従業員は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

６．前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

当該従業員の適切な職務遂行のため、人事評価並びに人事異動については、あらかじめ監査役の意見を尊重して、同意を得るものとします。

７．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

①監査役の職務の効果的な遂行のため必要に応じて、取締役及び従業員は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。

②業務執行上の重要事項を審議する執行役員会において、監査役がこれに出席し、意見を述べることができることを執行役員会規程に定め、審議状況が適時に掌握できる体制とします。

③内部監査の結果については、その都度監査役に報告し、緊密な連携を図ります。

８．企業集団における業務の適正を確保するための体制

①関係会社の独自性を尊重しつつ、定期的に経営状況の報告を受け、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。

②関連企業対応窓口を設置し、緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して業務執行の効率化を図ります。

③内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促します。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもち意見交換します。

②取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。

③取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力します。

④取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携が図れるよう協力します。

以　上